

令和7年度 第1回神戸市市民福祉調査委員会成年後見専門分科会 議事要旨

◇ 日 時 令和7年8月28日（木） 午前10時00分～午前11時00分

◇ 場 所 こうべ市民福祉交流センター2階 201教室

◇ 報 告 （1）神戸市における成年後見制度等の利用状況
（2）市民後見人候補者の養成

◇ 協議事項 民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案を受けての検討

◇ 主な意見

1. 報告（1）神戸市における成年後見制度等の利用状況

なし

2. 報告（2）市民後見人候補者の養成

なし

3. 協議事項 民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案を受けての検討

《法定後見の開始の要件及び効果等》

○甲案はかなり現状維持に近く、今度の法改正では何らかの変化があると考えたと、乙1案または乙2案になる可能性が高いと思う。乙1案は、平たく言うと、全案件が「補助」のようになり、必要な代理権を付与していく形になる。

一方で、乙2案は、事理弁識能力が全くない人についての議論が追加されている。現在の法律では、後見の方であれば時効が一定期間停止するが、その法律の規定との整合性の問題等もあるためだろう。ただ、乙2案で議論されている「事理弁識能力が全くない人」も現在の「後見」の扱いとは異なり、保佐人の同意を要する行為（民法第13条）に代理権を付与するイメージだと思う。

いずれにしても、今後は現在でいう「補助」が中心の世の中になっていくのだろう。

○ここで課題となるのは、代理権の内容だ。今までであれば、後見の場合、登記事項証明書を持っていけば、行政窓口で対応をしてもらえたが、今後個別の代理権が設定されるようになって同じように対応ができるのか考えていく必要がある。

例えば、マイナンバー。現在も、マイナンバー政策以前に就任した保佐人・補助人には、

マイナンバーの代理権はついていない。そのような場合、窓口で「マイナンバーの代理権がついていないため対応ができない」と言われてしまい、保佐人や補助人は付帯関連で代理権がある旨を主張するというようなやり取りが発生することがある。行政として神戸市がどの程度柔軟に代理権の確認を行うのか等が課題となるだろう。

また、裁判所が代理権の付与について、素早くかつ柔軟に対応することも必要になる。今は昔に比べて、「とりあえずこの代理権も付けておこう」というものではなく、本人に必要な最低限の代理権を付けるようになっているためだ。

今後、個別の代理権が主流になるのであれば、このような課題について議論していく必要がある。

○乙1案、乙2案にある「原則として本人の同意を要件として」という部分については、法制審議会民法（成年後見等関係）部会のメンバーに入っている弁護士の方が、「今と大きくは変わらない」という表現をしていた。

現在の制度では、後見相当であれば、同意なく後見人は全てのことを代理できる。ここは法改正後も、事理弁識能力がない方には基本的に同意能力もないという建て付けで見ていくため、あまり変わらないと思われる。

難しいのは、今でも困るケースの多い保佐相当の方だと思う。保佐相当の方は、本人同意がないと、預貯金の管理等のそれぞれの代理権を付与してもらえない。具体的に困るケースとしては、周囲から見ると悪い人に騙されて金銭を搾取されているが、被保佐人としては「自分で金銭管理ができています」と思っており、本人同意を得られないようなケースが挙げられる。やはり、自分のお金を他の人が管理することに対して否定的な人が多い。そこは、今と同じように、被保佐人の方を説得して同意を得るしかないと思う。

○本人同意について、大きな話としては現行とあまり変わらないと思う。しかし、本人が「意思が表明できない」場合はいいが、「拒否する」場合のうち、先ほどの具体例のようにセルフネグレクト状態にある場合、運用上どうなるかは今後確認していくべきだ。

障害者権利条約の理念に基づけば、本人の求めていることはするべきではないということになるが、それだと、例えば市長申立の検討の際に、セルフネグレクト状態であっても「本人が拒否をしている」という理由で、市長申立をしないことになるとい

うようなことになってしまう。

そのような事態にならないよう、今後、本人同意が要件になった場合であっても、神戸市には柔軟な運用を求める。

○成年後見制度の根幹は「財産管理」と「身上保護」である。法律の専門職が後見人になった場合は、財産管理等に関して責任を持ってもらいやすい、福祉の専門職が後見人になった場合は身上保護がスムーズにいきやすい等、特性が異なる。

そのような中で制度の見直しを考えたときに、親族で身上保護は行い、財産管理は専門職の後見人等に任せる等の「役割分担」が重要ではないか。そうすれば、制度利用にかかる費用負担も減らすことができるのではないか。

○後見制度でいう「身上保護」は福祉やサービスといった事実行為ではなく、契約行為を指す。そのため、今後も財産管理と身上保護の両輪が必要ではないか。

《法定後見に関する期間、終了》

○乙1案・乙2案は、いずれにしても裁判所の方で後見等を終了すべきか、継続すべきかを判断するため、大きな差はないと思う。異なる点としては、その判断の時期を、乙1案は具体的に終了の目安を申立時に決めており、乙2案は定期報告等のタイミングで一定期間ごとに見直すことになるという点である。

より理念に近いのは、乙1案であるが、どちらの案になっても、裁判所が終了してよいという判断をして、実際にそこで終了できるのかは、実務の運用を通してみなければわからない。先日、大韓法務士協会と話をした際は、韓国には期間限定後見の制度があるが、あまり運用は上手く回っていないと聞いた。

一方、最高裁判所と話をした際は、後見等の利用者が増加している中、この運用に大きな期待を持っているように感じた。

○後見等の終了がどこまで実務運用できるかは、中核機関に関わってくると思う。後見等が終了する際、理論上は本人の支援チームの1人である後見人等が抜けて、残りの支援メンバーが本人を引き続き支援していくことになるが、実際は、後見人等は本人の親のようなポジションでチームと本人の隙間を繋ぐ大きな役割を担っていることが多い。例えば、本人が医療行為を受けたり、入院をしたりする際は、後見人等が対応しているが、そういう対応をする人が、後見等が終了すればいなくなる。死後事務に

についても、後見業務ではないが、本人のために行う後見人等も多い。

このような問題は、法改正の見直しには入っていないが、その部分を新日常生活自立支援事業（仮称）で埋めていくのか、後見人等が選任される前のチームに戻るのか、いずれにしても、そこに中核機関がどのように連携していくのか、というのが課題になっていくだろう。

後見等終了に伴い元の支援チームに本人を戻す際は、行政のケアマネジャーが必ず同行する等して行政が繋がっておいてくれないと、後見業務が終了して1～2年経ってから「これはどうなっていたか」等と問い合わせを受けても後見人等は対応できない。

- 現在、後見人等が選任された後も、地域の方も含めたチームで本人を支えていると思うが、後見人等が選任されると、後見人等を中心とした体制にややシフトしている場合も多いと思われる。

現状の支援体制では本人の支援について全てカバーができないという事情で、後見人等をつけることで極力カバーするようにしていると思うが、神戸市としては、後見等終了後に地域のチームに戻ってきたときも、以前と同じようななるべくベストな体制で支援していくべきだと考えている。

- 施設入所のためだけに後見人をつけて、施設に入所した後は、定例的な支出しかないような場合、施設入所後は後見人をつける意味がないため、期間を限定して後見を終了するというのはいいと思う。また、定例的な支出は後見ではなく、任意の代理等の方法を使用して補っていくことができれば、必要な支援もできるし、成年後見制度利用支援事業の予算急増に一定の歯止めをかけられるのではないか。